

千葉県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する取扱要領

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）、及び千葉県使用料及び手数料条例（昭和31年3月31日条例第6号。以下「手数料条例」という。）の定めにあるもののほか、これらに関する取扱いを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語の定義は、法、政令及び省令によるものとする。

- 一 確保計画 法第12条第1項並びに第2項及び第13条第2項並びに第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（変更があったときは、その変更後のもの。）をいう。
- 二 適合性判定 法第12条第1項並びに第2項及び第13条第2項並びに第3項に規定する確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- 三 登録省エネ判定機関 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- 四 計画 法第19条第1項、第20条第2項及び附則第3条第2項並びに第7項に規定する建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画（変更があったときは、その変更後のもの。）をいう。
- 五 届出 法第19条第1項及び附則第3条第2項に規定する計画の届出をいう。
- 六 通知 法第20条第2項及び附則第3条第7項に規定する計画の通知をいう。
- 七 向上計画 法第34条第1項及び第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。）をいう。
- 八 基準適合認定 法第41条第1項に規定する建築物のエネルギー消費性能に係る認定をいう。
- 九 基準省令 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）をいう。

- 十 品確法 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）をいう。
- 十一 登録住宅性能評価機関 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- 十二 設計住宅性能評価書 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。
- 十三 建設住宅性能評価書 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。
- 十四 検査済証 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証をいう。
- 十五 手数料 手数料条例別表第一財産又は事務の種類「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づくもの」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）に基づくもの」で設定されている額

第2章 適合性判定

（適合性判定に係る確保計画に添付する図書）

第3条 省令第1条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 代理者によって確保計画を提出する場合における当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）又はその写し。
- 二 確保計画が建築物の増築又は改築に係るものである場合にあっては、当該確保計画に係る建築物の部分が現に存することとなった日を証する図書又はその写し

（適合性判定に係る手数料条例の扱い）

第4条 手数料条例における「工場、倉庫その他これらに類する用途として知事が定めるもの」とは、建築基準法上の用途が、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設とする。

2 モデル建物法による評価においては、評価対象建築物の主たる建築物用途が「工場等」であり、次の各号で定める部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の5分の4以上で、かつ次の各号以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合には、次の各号以外の部分についても建築物用途「工場等」として取り扱うことができる。

- 一 建築物エネルギー消費性能基準において評価の対象とならない室
- 二 室用途が「倉庫」及び「屋外駐車場又は駐輪場」である室

（確保計画の軽微な変更）

第5条 建築主は、省令第3条の規定による確保計画に軽微な変更がある場合にあっては、軽微な変更に関する説明書を作成し、提出するものとする。

- 2 建築主は、省令第11条の規定により確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める場合にあっては、変更後の確保計画に関する書類として、軽微変更該当証明申請書（正本及び副本）を作成し、それぞれ省令第1条第1項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）を知事に提出するものとする。
- 3 代理者によって前項の申請をする場合にあっては、委任状又はその写しを添えて申請するものとする。

（確保計画の取下げ）

第6条 建築主は、確保計画の提出又は通知をした後に、当該確保計画の適合性判定を受ける前に提出又は通知を取下げの場合にあっては、取下げ届（正本及び副本）を作成し、知事に提出するものとする。

（確保計画の取りやめ）

第7条 建築主が、適合性判定を受けた確保計画に基づく工事を取りやめる場合にあっては、取りやめ届（正本及び副本）を作成し、省令第1条第1項の申請書の副本及び省令第4条第1項第一号に規定する適合判定通知書を添えて知事に提出するものとする。

（確保計画の名義変更届）

第8条 確保計画の適合性判定の通知を受けた建築主は、当該判定に係る建築物の建築が完了する前に、建築主の名義に変更があったときは、名義変更届（正本及び副本）を作成し、省令第4条第1項第一号に規定する適合判定通知書の写しを添えて知事に提出するものとする。

（確保計画の報告）

第9条 建築基準法第7条の規定による完了検査申請（建築基準法第18条の規定による工事完了通知）をする建築主は、省エネ基準工事監理報告書又はその写しを建築主事に提出するものとする。

- 2 前項の場合のほか、法第17条第1項の規定による報告を求められた建築主は、確保計画の状況について報告書（正本及び副本）を作成し、知事に提出するものとする。

第3章 届出

（届出に係る計画に添付する図書）

第10条 省令第12条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 代理者によって計画を提出する場合における委任状又はその写し。
- 二 計画が非住宅建築物の増築又は改築に係るものである場合にあっては、当該計画に係る建築物の

部分が現に存することとなった日を証する図書又はその写し

三 登録省エネ判定機関により建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合 当該技術的審査適合証又はその写し

四 登録住宅性能評価機関により建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合は、当該技術的審査適合証又はその写し

五 住宅品質確保法第五条第一項の住宅性能評価書又は同法施行規則第45条第1項の型式住宅部分等製造者認証書（いずれも戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表一に規定する断熱等性能等級（以下「断熱等性能等級」という。）が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級（以下「一次エネルギー消費量等級」という。）が等級4又は5であることを証するものに限る。）が交付されている場合 当該住宅性能評価書又はその写し、当該型式住宅部分等製造者認証書又はその写し

六 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体について一次エネルギー消費量基準に適合することを証するものに限る。また、住宅にあつては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあつては、各住戸が外皮基準に適合）することを証するものに限る。）が交付されている場合 当該評価書又はその写し

2 省令第12条第4項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項第三号から第六号のいずれか書類を添えた場合にあつては、省令第12条第1項の表の（い）欄に掲げる各種計算書とする。

3 第1項第三号から第六号までに掲げる図書を計画に添付する場合、正本に写し、副本に原本を添付するものとする。

（計画の取下げ）

第11条 建築主は、計画の届出をした後に、当該計画の届出を取下げの場合にあつては、取下げ届（正本及び副本）を作成し、知事に提出するものとする。

（計画の取りやめ）

第12条 建築主が、届出をした計画に基づく工事を取りやめる場合にあつては、取りやめ届（正本及び副本）を作成し、省令第12条第1項の申請書の副本を添えて知事に提出するものとする。

（計画の名義変更届）

第13条 計画の届出をした建築主は、当該建築物の建築が完了する前に、建築主の名義に変更があつたときは、名義変更届（正本及び副本）を作成し、知事に提出するものとする。

（計画の報告）

第14条 法第21条第1項の規定による報告を求められた建築主は、計画の状況について報告書（正

本及び副本)を作成し、知事に提出するものとする。

第4章 性能向上計画認定

(向上計画の認定の申請書に添付する図書)

第15条 省令第23条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 代理者によって向上計画を申請する場合における委任状又はその写し。
- 二 登録省エネ判定機関により建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合 当該技術的審査適合証又はその写し
- 三 登録住宅性能評価機関により建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合は、当該技術的審査適合証又はその写し
- 四 住宅品質確保法第六条第一項の設計住宅性能評価書(断熱等性能等級が等級5及び一次エネルギー消費量等級が等級6であることを証するものに限る。)が交付されている場合 当該設計住宅性能評価書又はその写し

2 省令第23条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項第二号から第四号までに掲げる図書のいずれかを知事に提出する場合における省令第23条第1項の表の(イ)項に掲げる各種計算書とする。

3 第1項第二号から第四号までに掲げる図書を計画に添付する場合、正本に写し、副本に原本を添付するものとする。

(向上計画に係る手数料条例の扱い)

第16条 手数料条例別表第一の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の「申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして知事が定めるものである場合」は、前条第1項第二号から第四号までに掲げる図書のいずれかを知事に提出するものである場合とする。

(確認の申出)

第17条 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による申出をしようとする者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認の申請書の正本及び副本のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを知事に提出するものとする。

一 申出に係る向上計画が、建築基準法第6条第1項の規定による確認にあたり同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するものである場合 建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書

二 建築基準法第93条第1項の規定により消防長又は消防署長の同意を得る必要がある場合 建築基準法第6条第1項の確認申請書の副本

2 法第35条第2項の規定による申出をしようとする者は、建築基準法第六条の三第一項ただし書に規定する構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申出をすることができ。この場合において、当該審査部分については、前項第一号の規定は適用しない。

（向上計画の軽微な変更）

第18条 建築主は、省令第26条の規定による向上計画に軽微な変更がある場合にあっては、軽微な変更に関する説明書を作成し、知事に提出するものとする。

2 建築主は、省令第29条の規定により向上計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める場合にあっては、変更後の向上計画に関する書類として、軽微変更該当証明申請書（正本及び副本）を作成し、それぞれ省令第23条第1項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の向上計画に要した書類（変更に係る部分に限る。）を知事に提出するものとする。

3 代理者によって前項の申請をする場合にあっては、委任状又はその写しを添えて申請するものとする。

（向上計画の取下げ）

第19条 建築主は、向上計画の申請をした後に、当該向上計画の認定を受ける前に申請を取下げの場合にあっては、取下げ届（正本及び副本）を作成し、知事に提出するものとする。

（向上計画の取りやめ）

第20条 建築主が、認定を受けた向上計画に基づく工事を取りやめる場合にあっては、取りやめ届（正本及び副本）を作成し、省令第23条第1項の申請書の副本及び省令第25条第1項に規定する認定書を添えて知事に提出するものとする。

（向上計画の名義変更届）

第21条 向上計画の認定の通知を受けた建築主は、当該認定に係る建築物の建築が完了する前に、建築主の名義に変更があったときは、名義変更届（正本及び副本）を作成し、省令第25条第1項に規定する認定書の写しを添えて知事に提出するものとする。

(向上計画の報告)

第22条 向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した建築主は、法第37条の規定により向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（正本及び副本）を作成し、当該各号に定めるものを添えて知事に提出するものとする。

一 当該建築物の検査済証の写し。なお、建築確認が不要な場合は、2面以上の建築物の外観写真とする。

二 工事監理報告書又はその写し

2 前項の場合のほか、法第37条の規定による報告を求められた建築主は、向上計画の状況について報告書（正本及び副本）を作成し、知事に提出するものとする。

第5章 基準適合認定

(基準適合認定の申請書に添付する図書)

第23条 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 代理者によって基準適合認定を申請する場合における委任状又はその写し。

二 当該建築物の検査済証又はその写し

三 登録省エネ判定機関により建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合 当該技術的審査適合証又はその写し

四 登録住宅性能評価機関により建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合 当該技術的審査適合証又はその写し

五 法第12条第6項の適合判定通知書が交付されている場合 当該適合判定通知書

六 省令第25条第2項の認定書が通知されている場合 当該認定書又はその写し

七 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の認定書が通知されている場合 当該認定書又はその写し

八 住宅品質確保法第六条第三項の建設住宅性能評価書（断熱等性能等級が等級4及び一次エネルギー消費量等級が等級4又は5に適合することを証するものに限る。ただし、法の施行の際現に存する住宅にあつては、一次エネルギー消費量等級の等級3、4又は5のいずれかに適合することを証するものに限る。）が交付されている場合 当該建設住宅性能評価書又はその写し

2 省令第30条第3項の所管行政庁が必要と認める図書は、前項第三号から第八号までに掲げる図書のいずれかを知事に提出する場合における省令第1条第1項の表の（い）欄に掲げる各種計算書とす

る。

(基準適合認定に係る手数料条例の扱い)

第24条 手数料条例別表第一の建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の「申請に係る建築物が、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして知事が定めるものである場合」は、前条第1項第三号から第八号までに掲げる図書のいずれかを知事に提出するものである場合とする。

(基準適合認定の取下げ)

第25条 建築主は、基準適合認定の申請をした後に、当該基準適合認定の通知を受ける前に申請を取下げの場合にあつては、取下げ届(正本及び副本)を作成し、知事に提出するものとする。

(基準適合認定の取りやめ)

第26条 建築主が、認定を受けた建築物の認定を取りやめる場合にあつては、取りやめ届(正本及び副本)を作成し、省令第30条第1項の申請書の副本及び省令第31条第1項に規定する認定書を添えて知事に提出するものとする。

(基準適合認定の報告)

第27条 第43条第1項の規定による報告を求められた建築主は、基準適合認定の状況について報告書(正本及び副本)を作成し、知事に提出するものとする。

附則(令和3年4月1日 建第949号)

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和4年3月31日 建第1234号)

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和4年9月29日 建第653号)

(施行期日)

1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前にされた法第34条第1項の認定の申請であつて、この要領の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

- 3 この要領の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる法第35条第1項の認定を受ける建築物エネルギー消費性能向上計画の変更については、この改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。